

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

当該計算書類は継続事業の前提で作成されており、当該書類作成時点およびその後1年間において、継続事業の前提に疑義を生じさせる事象は認められません。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・当法人は期中において有価証券を保有していません。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並び構築物、器具及び備品 …… 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金は、岩手県社会福祉協議会の共済事業に支出した法人負担額を引当金計上しています。

3. 重要な会計方針の変更

該当する事項はありません。

4. 法人で採用する退職給付制度

岩手県社会福祉協議会が実施する共済事業及び、福祉医療機構が実施する退職手当共済制度に加入しています。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(各号第2様式)
 - 当法人は、社会福祉事業のみ行っているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(各号第3様式)
 - 当法人は、1つの拠点であるため作成していない。
- (4) 拠点におけるサービス区分の内容
 - 城山保育園拠点(社会福祉事業)
 - 「本部」
 - 「保育園」
 - 「学童クラブ」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物(基本)	44,565,423	23,843,004	4,318,638	64,089,789
合 計	44,565,423	23,843,004	4,318,638	64,089,789

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はありません。

8. 担保に供している資産

該当する事項はありません。

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物(基本)	135,874,511	71,784,722	64,089,789
小 計	135,874,511	71,784,722	64,089,789
その他の固定資産			
建物	2,350,494	1,115,504	1,234,990
構築物	9,652,760	4,651,920	5,000,840
器具及び備品	17,917,919	14,429,845	3,488,074
小 計	29,921,173	20,197,269	9,723,904
合 計	165,795,684	91,981,991	73,813,693

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当 期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,052,960	0	1,052,960
合 計	1,052,960	0	1,052,960

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
当法人は満期保有目的の有価証券を保有していません。

12. 関連当事者との取引の内容
該当する事項はありません。

13. 重要な偶発債務
該当する事項はありません。

14. 重要な後発事象
該当する事項はありません。

15. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
特記事項ありません。